

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、<u>二万五千五百四十人</u>とする。</p>	<p>第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、<u>二万千六百六十六人</u>とする。</p>